

1. 12月全国行事

- | | |
|--------------|--------------|
| 1)冬の省エネ総点検の日 | 12月1日 |
| 2)大気汚染防止推進月間 | 12月1日～12月31日 |
| 3)地球温暖化防止月間 | 12月1日～12月31日 |
| 4)年末年始無災害運動 | 12月15日～1月15日 |

2. 安全衛生トピックス : 12月から「ストレスチェック」始まる

3. 安全衛生巡視 良い事例(抜粋)

4. 他社の事故・災害事例から : 走って朝礼場に向かって転倒重症

5. 今月のヒヤリハット

2. 安全衛生トピックス : 12月から「ストレスチェック」始まる

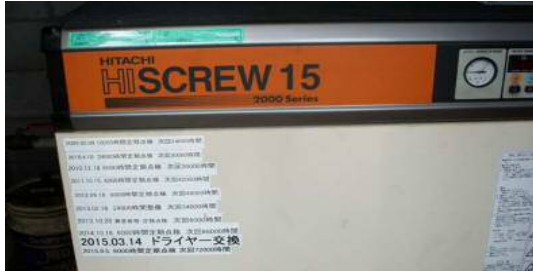
改正労働安全衛生法により、従業員が50人以上の事業所では、今年12月から毎年1回、労働者に対して「ストレスチェック」を実施することが義務付けられました。「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる検査です。(労働者数50人未満の事業所は当分の間、努力義務)労働者が自分のストレスの状態をすることでストレスをため過ぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は、医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側は仕事の軽減などの措置を実施することなどで、職場の改善につなげ、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止する仕組みです。このストレスチェックは、ストレスの程度を総合的に把握するものですから、正直にありのままに記入することが肝要です。チェック結果から本人や上司や同僚等に不利益が及ぶことは禁じられています。したがって事業者(管理者)等が検査結果を不正に入手したりできません。医師等にも法律で守秘義務が課せられます。また、事業者は医師の指導等に対して労働者に不利益な取扱いをしない。医師の面接指導等の結果を理由に解雇、退職勧告、配置転換、職位の変更等は行わないなどが決められています。



3. 安全衛生巡視 良い事例(抜粋)

① 関東技術センター宇都宮グループ

コンプレッサの定期点検予定日が、見える化されている。



4. 他社の事故・災害事例から : 走って朝礼場に向かって転倒重症

<災害のあらまし>

朝、作業員(男性20歳、勤続2年)は、職場の朝礼に遅れそうになったので規定の通路を通らず、作業場を横切って朝礼場所に走って向かっていた際、床の油汚れで滑って転倒して後頭部を強打し、後日、神経症状が出てきて入院・手術の治療を受けました。

<災害の主な原因>

- ①出勤時間に遅れたため、規定の通路を通らず足元が暗い場所を走っていたこと。
- ②床が油等で汚れていて滑りやすかったこと。
- ③ポケットに手を入れてたため、転倒した際、手で体を支えられなかったこと。
- ④ヘルメットをきちんとかぶっていなかったこと。
- ⑤頭を強打した後、適切な救急処置が実施されなかったこと、など。

<同種災害の防止対策 例>

- ①職場内では規定の通路等を通り、特別のことが無い限り走ら(せ)ない。
- ②ポケットに手を入れての歩行等は禁止する。寒いときは手袋を着用する。
- ③作業床は4S(整理・整頓・清掃・清潔)がきちんと実施されてるよう制度化する。
- ④日常の行動において、この事例のような「近道行為」(不安全行動)を行わないよう、注意・忠告し合うなどして、徹底を図る
- ⑤全員が余裕を持って出勤するよう動機づけを行い習慣化を図る、など。

5. 今月のヒヤリハット:各事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

「危険予知 よもや・まさか を見逃すな」

事例	台車でアルミ製品を運搬中、製品が台車の上でずれた。
どこで	工場内で。
あらまし	アルミ製品を台車に載せ、乾燥しようと台車で移動中、台車のキャスターの動きが悪く、製品(バスケット)が台車の上で、ずれてハットした。
原因	台車のキャスターの動きが悪かったこと。
教訓・対策	台車は常に整備して使用すること。

6. その他

<省エネについて>

必要な場所では点灯を行い、不必要な場所は消灯を行うなど、無理のない省エネ活動を行って下さい。

「無限じゃないぞこの資源 一人一人がエコ活動」 H27年環境保全最優秀作品